

議案第 19 号

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例の  
制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例

清水町中小企業近代化資金融資条例(昭和 38 年清水町条例第 14 号)  
の一部を次のように改正する。

第 8 条中「保証料の全額及び利息の一部」を「保証料及び利息」に  
改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。